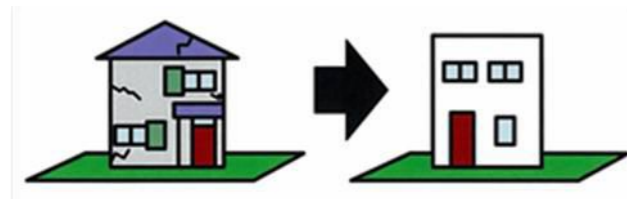


不燃化特区（期間：平成 26～32 年度）の建替え支援のご案内

葛飾区は、東立石四丁目における「燃えないまちづくり」への取組みとして、木密地域不燃化 10 年プロジェクトに基づく不燃化特区の指定を受け、燃えにくい住宅（準耐火建築物または耐火建築物）への建替えを支援しています。

① 税金の減免等

燃えにくい住宅への建替え



税金	新築建物の固定資産税・都市計画税が 5 年間 100% 減免
工事費	新築工事費が最大 200 万円まで助成

※工事費の助成については、密集事業の補償内容によっては対象とならない場合があります。

② 公営住宅の優先的あっせん

密集事業への協力に伴い、引越しが必要になった方に対して、都営住宅等を優先的にあっせんします。

③ 専門家の派遣(無料)

弁護士、税理士、一級建築士、不動産鑑定士、ファイナンシャルプランナーなどの専門家を無料で派遣します。対象となる方は、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物をお持ちで、当該建築物の建替えを検討している場合です。

密集事業に関する問い合わせ先

東立石四丁目地区の密集事業は、平成20年度から独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）と協働で取り組んでいます。
ご質問・ご相談などがございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 	街に、ルネッサンス UR 都市機構	独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）東立石まちづくり事務所 【東立石四丁目 50 番 5 号 サクラクイーンズビルディング 4 階】 担当 竹中・松本・吉原（電話番号：5671-2401）
		葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 密集地域整備担当係 【区役所 3 階 窓口番号 303】 東立石四丁目地区担当 有安・八巻・川上（電話番号：5654-8345）

東立石四丁目地区
南北道路 A・東西道路、
南北道路 C・北西道路 沿道の皆さま

沿道ニュース

第 1 号

発行：葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 密集地域整備担当係

平成 27 年度沿道懇談会を開催しました

平成 27 年 12 月 5 日（土）に東立石地区センターにて沿道懇談会を開催し、16 名の方々にご参加いただきました。今年度は、事業も終盤となっていることから 4 路線すべての沿道の方を対象に開催しております。

沿道懇談会では密集事業*の進捗とスケジュール、用地買収・補償等について区より説明しました。

また、今回の懇談会では、皆さまからの個別のご相談にお答えする個別相談会も実施し、用地買収等、事業協力にあたっての様々な個別相談をお受けしました。

※正式には「住宅市街地総合防災事業」といいます。



沿道懇談会での主なご意見・ご質問

Q1：相続登記ができていないため、事業協力したくてもできない。

A1：事業協力にあたってのお悩みや問題は、解決に向けて、できる限りの支援をいたします。詳しい状況をお聞きしますので、個別にご相談させてください。

Q2：早く買収してほしいが、連絡がない。

A2：お隣との境界の確認が取れていないなどの理由で、買収の手続きが進められない可能性があります。個別に状況をご説明いたします。

用地買収と道路整備の進捗状況

① 用地買収の状況

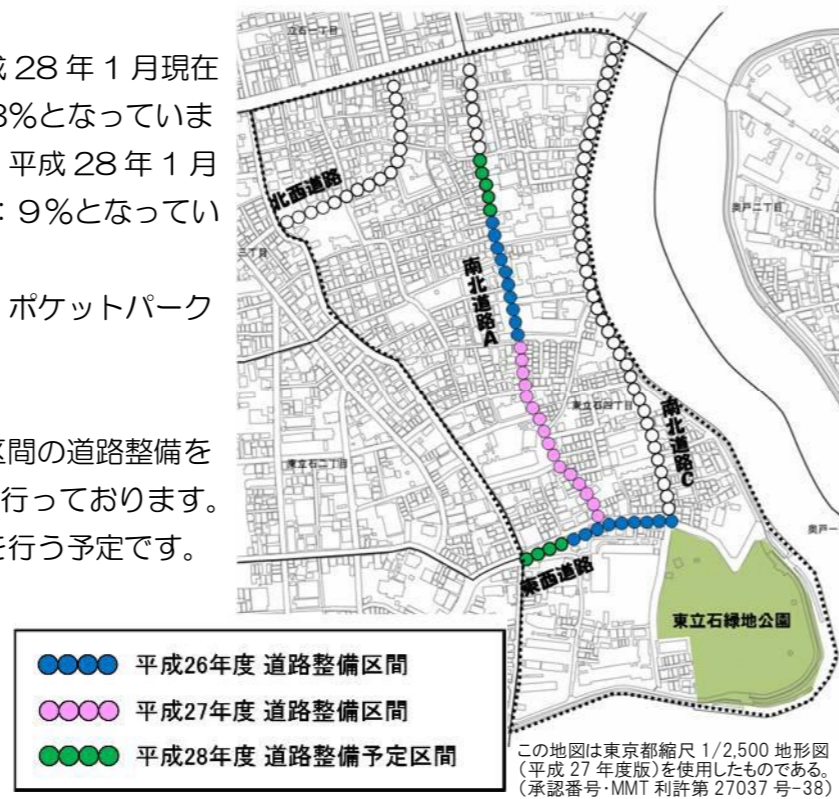
優先整備路線の用地買収状況は、平成28年1月現在で、南北道路A：66%、東西道路：83%となっています。また、整備路線の用地買収状況は、平成28年1月現在で、南北道路C：34%、北西道路：9%となっています。

また、道路としての用途のほかにも、ポケットパークとして整備予定の用地も買収しました。

② 道路整備の状況

平成26年度は、右図に示す青色の区間の道路整備を行いました。現在、桃色の区間の整備を行っております。平成28年度は緑色の区間の道路整備を行う予定です。

道路を利用されている皆さまには、工事期間中ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



【用地買収の状況（ポケットパーク用地）】



【用地買収の状況（北西道路）】



【道路整備の状況（南北道路A）】



【道路整備の状況（東西道路）】



密集事業の事業期間

密集事業の事業期間は、平成20年4月から平成30年3月までの10年間を予定しています。

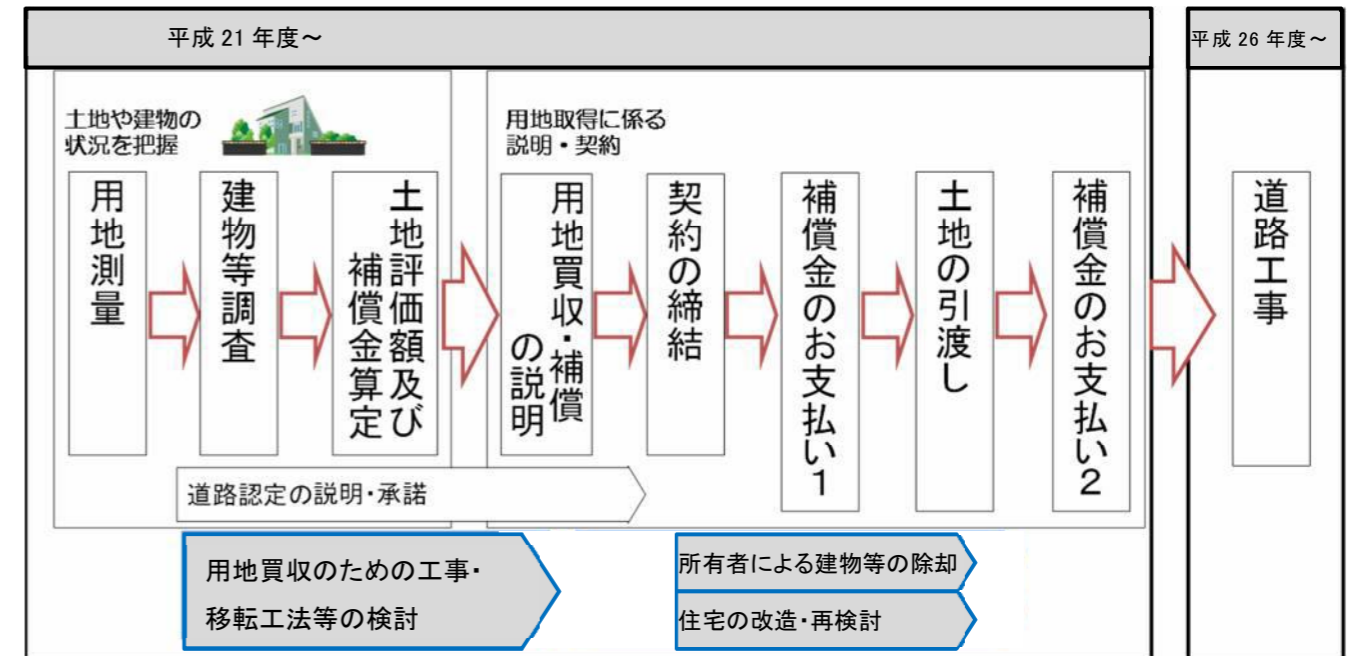
その際、道路用地に対して、土地売買代金をお支払いします。また、道路整備によって建物に影響を受ける方には補償金をお支払いします。密集事業期間を過ぎますと、補償金を支払うことができなくなりますのでご注意ください。

＜事業期間＞ 平成20年4月～平成30年3月

用地買収の流れ

用地買収は以下のような流れで進めています。

用地買収に係る説明・契約を行うためには、まず「建物等調査」を実施させていただく必要があります。建物等調査は、必ず契約することを前提に行うものではありません。建物等調査によって検討された補償内容や補償費等に納得していただいたうえで、契約の締結となります。



※補償金は原則2回に分けてお支払いいたします。

ぜひ、お早めに建物等調査へのご協力をお願いします。

皆さまのご都合にあわせてご説明・ご相談に伺いますので、裏面の問い合わせ先へご連絡ください。

